

参 考 資 料

平成 31 年 3 月

市 議 会 定 例 会

目 次

	内 容	頁
報告第 1 号関係	専決処分の報告(有功者の選定)	1
議案第 5 号関係	財産の取得(庁内ネットワークパソコン)	3
議案第 6 号関係	寝屋川市執行機関の附属機関に関する条例の一部改正	5
議案第 7 号関係	寝屋川市職員定数条例の一部改正	7
議案第 8 号関係	寝屋川市職員の勤務時間等に関する条例の一部改正	10
議案第 9 号関係	寝屋川市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正	12
議案第 10 号関係	寝屋川市基金条例の一部改正	17
議案第 11 号関係	寝屋川市立子育てリフレッシュ館条例の一部改正	19
議案第 12 号関係	寝屋川市認定こども園の認定の要件並びに設備及び運営に関する基準を定める条例の制定	23
議案第 13 号関係	寝屋川市国民健康保険条例の一部改正	31
議案第 14 号関係	寝屋川市国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業に関する条例の制定	34
議案第 15 号関係	寝屋川市住宅宿泊事業法施行条例の制定	35
議案第 16 号関係	寝屋川市水道事業給水条例の一部改正	36
議案第 25 号関係	包括外部監査契約の締結	41
議案第 26 号関係	市道の認定	46

(報告第 1 号関係)

有 功 者 の 選 定

(平成 30 年 12 月 27 日専決)

寝屋川市有功者選定諮問委員会の答申 別紙

[根拠法令]

寝屋川市有功者表彰条例第 2 条

(専決処分の報告 地方自治法第 179 条第 3 項)

別紙



寝有選第6号

平成30年12月27日

寝屋川市長 北川 法夫 様

寝屋川市有功者選定諮問委員会

委員長 中谷 廣一



寝屋川市有功者の推薦について (答申)

平成30年12月27日付け、経市第1153号において諮問のありました標記の件について、下記の者が寝屋川市有功者として推薦されるにふさわしい者であると認められるので、ここに答申いたします。

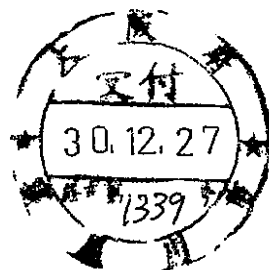
記

(氏名)

故 北川 知克

(該当基準)

規則第2条第1項第2号該当



(議案第 5 号関係)

財 産 の 取 得

取得する財産 庁内ネットワークパソコン

1 入札参加者等

(単位：円)

	入札参加者	入札額 (消費税及び地方消費税の額を含む。)	摘要	落札額 (消費税及び地方消費税の額を含む。)
(1)	株式会社富士通マーケティング コンストラクション事業本部 営業統括部 関西営業部	18,586,800	落札	18,586,800
(2)	株式会社大塚商会 LA 関西営業部	19,005,840		

2 経過

平成30年12月21日	制限付一般競争入札の公告
平成31年1月10日)	入札参加資格審査申請書提出期間
平成31年1月23日	
平成31年1月25日)	入札
平成31年2月4日	
平成31年2月5日	開札
平成31年2月13日	仮契約の締結

[根拠法令]

地方自治法第96条第1項第8号

寝屋川市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条

庁内ネットワークパソコン 仕様書

本 体 仕 様	
型式	DELL社製 Inspiron14 5000 2-in-1 125台
CPU	Core i5 (1.60GHz)
メモリ	8GB
ディスプレイ	14型 (1,920×1,080ドット)
ディスプレイ方式	タッチパネル方式
記憶領域	SSD 256GB
キーボード	JIS標準配列準拠
無線LAN	IEEE802.11a/b/g/n/ac準拠
インターフェース	USB2.0×1個、USB3.1 Gen1×2個、 USB3.1 Type-C×1個
OS	Windows 10 Pro (64bit) 日本語版
アプリケーション	Microsoft Office Standard 2016 インストール用媒体
リカバリーメディア	5枚
保守	引取修理 (4年間)

附 属 品 仕 様	
LANアダプタ	LAN端子変換アダプタ
マウス	スクロール付USB光学マウス
タッチペン	125個

(議案第 6 号関係)

寝屋川市執行機関の附属機関に関する条例の一部改正

1 改正理由

市長の附属機関として、寝屋川市シティプロモーション推進委員会を設置するため、本条例の一部を改正する。

2 改正内容

(1) 附属機関の設置（別表関係）

市長の附属機関として、次の委員会を設置する。

附属機関	担任事務
寝屋川市シティプロモーション推進委員会	寝屋川市の認知度及びイメージの向上並びに定住促進についての審議に関する事務

(2) 附則

施行期日 平成 31 年 4 月 1 日

〔根拠法令〕

地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号

寝屋川市執行機関の附属機関に関する条例

No.1

改正案		現行	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
附属機関の属する 執行機関	附属機関	附属機関の属する 執行機関	附属機関
市長	寝屋川市総合計画 審議会～寝屋川市 国庫補助対象社会 福祉施設等選定委 員会	市長	寝屋川市総合計画 審議会～寝屋川市 国庫補助対象社会 福祉施設等選定委 員会
	寝屋川市シテイプ ロモーション推進 委員会		
	寝屋川市の認知度 及びイメージの向 上並びに定住促進 についての審議に 関する事務		
教育委員会	寝屋川市校区問題 審議会～寝屋川市 小学校就学前教育 支援プログラム審 議会	教育委員会	寝屋川市校区問題 審議会～寝屋川市 小学校就学前教育 支援プログラム審 議会

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(議案第 7 号関係)

寝屋川市職員定数条例の一部改正

1 改正理由

中核市への移行により保健所の業務を行うことなどに伴い、職員の定数を改めるため、本条例の一部を改正する。

2 改正内容

(1) 職員の定数 (第2条関係)

職員の定数を次のとおり改める。

(単位：人)

部 局	改正案	現 行	差
市 長 事 務 部 局	990	955	35
上下水道企業事務部局	70	70	
議 会 事 務 部 局	10	15	△5
教育委員会事務部局等	165	190	△25
農 業 委 員 会 事 務 部 局	6	6	
選挙管理委員会事務部局	6	6	
監 査 委 員 事 務 部 局	8	6	2
公 平 委 員 会 事 務 部 局	2	2	
合 計	1,257	1,250	7

(2) 附則

施行期日 平成31年4月1日

[根拠法令]

地方自治法第96条第1項第1号

【参考】

平成 31 年 4 月 1 日における職員数の増減（見込み）

（単位：人）

平成 30 年 4 月 1 日現在の職員数（A）		1,141
平成 30 年度途中採用者数（B）		21
平成 30 年度退職者数	定年退職者	31
	その他退職者	40
	計（C）	71
平成 31 年度採用者数	新規採用職員	73
	再任用・任期付フルタイム勤務職員	19
	計（D）	92
平成 31 年 4 月 1 日現在の見込職員数（A+B-C+D）		1,183
対前年度比		42

寝屋川市職員定数条例

No. 1

改正案	現行
<p>(職員の定数)</p> <p>第2条 職員の定数は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 市長事務部局の職員（社会福祉法（昭和26年法律第45号）に規定する職員を含む。）<u>990人</u></p> <p>(2) 上下水道企業の事務部局の職員 <u>70人</u></p> <p>(3) 議会の事務部局の職員 <u>10人</u></p> <p>(4) 教育委員会の事務部局等の職員（教育機関の職員を含む。）<u>165人</u></p> <p>(5) 農業委員会の事務部局の職員 <u>6人</u></p> <p>(6) 選挙管理委員会の事務部局の職員 <u>6人</u></p> <p>(7) 監査委員の事務部局の職員 <u>8人</u></p> <p>(8) 公平委員会の事務部局の職員 <u>2人</u></p> <p>附 則</p> <p>この条例は、平成31年4月1日から施行する。</p>	<p>(職員の定数)</p> <p>第2条 職員の定数は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 市長事務部局の職員（社会福祉法（昭和26年法律第45号）に規定する職員を含む。）<u>955人</u></p> <p>(2) 上下水道企業の事務部局の職員 <u>70人</u></p> <p>(3) 議会の事務部局の職員 <u>15人</u></p> <p>(4) 教育委員会の事務部局等の職員（教育機関の職員を含む。）<u>190人</u></p> <p>(5) 農業委員会の事務部局の職員 <u>6人</u></p> <p>(6) 選挙管理委員会の事務部局の職員 <u>6人</u></p> <p>(7) 監査委員の事務部局の職員 <u>6人</u></p> <p>(8) 公平委員会の事務部局の職員 <u>2人</u></p>

(議案第 8 号関係)

寝屋川市職員の勤務時間等に関する条例 の一部改正

1 改正理由

長時間労働の是正のために、時間外勤務命令を行うことができる上限を規則で定めることとする措置を講じるため、本条例の一部を改正する。

2 改正内容

(1) 正規の勤務時間以外の時間における勤務（第8条関係）

正規の勤務時間以外の時間における勤務に関し必要な事項について、規則で定めることとする。

(2) 附則

施行期日 平成31年4月1日

〔根拠法令〕

地方自治法第96条第1項第1号

寝屋川市職員の勤務時間等に関する条例

No. 1

改正案	現行
<p>(正規の勤務時間以外の時間における勤務) 第8条(略) 2(略) 3 <u>前項に規定するもののほか、同項に規定する正規の勤務時間以外の時間における勤務</u>に<u>関し必要な事項は、規則で定める。</u> 附則 この条例は、平成31年4月1日から施行する。</p>	<p>(正規の勤務時間以外の時間における勤務) 第8条(略) 2(略)</p>

寝屋川市一般職の職員の特殊勤務手当に 関する条例の一部改正

1 改正理由

中核市への移行により狂犬病予防等業務及び精神保健福祉業務を行うことに伴い、当該業務に従事した職員に特殊勤務手当を支給するため、本条例の一部を改正する。

2 改正内容

(1) 手当の種類及び支給（別表関係）

ア 防疫等業務従事手当

「感染症防疫作業従事手当」を「防疫等業務従事手当」に改め、従前の感染症防疫作業のほか、『狂犬病予防法』等の規定による所定の業務に従事した職員に、当該手当を支給することとする。

イ 精神保健福祉業務従事手当

『精神保健及び精神障害者福祉に関する法律』の規定による所定の業務に従事した職員に、精神保健福祉業務従事手当を支給することとする。

(2) 附則

施行期日 平成 31 年 4 月 1 日

〔根拠法令〕

地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号

寝屋川市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例

No.1

改 正 案				現 行					
別表 (第2条、第3条関係)				別表 (第2条、第3条関係)					
番号	種類	支給対象職員	支給額	摘要	番号	種類	支給対象職員	支給額	摘要
1	(略)	(略)	(略)	(略)	1	(略)	(略)	(略)	(略)
2	防疫等業務従事当	<u>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 (平成10年法律第114号) 第6条第2項、第3項及び第7項から第9項までに規定する感染症の患者若しくは感染症にかかっている疑いのある者の救護又は感染症の病原体が付着し、若しくは付着している疑いのある物件の処理に従事した職員</u> 狂犬病予防法(昭和25年法律第247号)第13条の規定による検診又は予防注射に従事	日額 290円		2	感染症防疫作業従事当	<u>感染症患者又は感染症の疑いのある患者の救護又は物件処理作業に従事した職員</u>	1件につき 290円	

改正案		現行	
3	<p>した職員</p> <p><u>狂犬病予防法第18条</u> <u>の2第1項の規定に</u> <u>よる業殺又は大阪府</u> <u>動物愛護及び管理に</u> <u>関する条例（平成13</u> <u>年大阪府条例第3号）</u> <u>第15条第1項の規定</u> <u>による掃討に従事し</u> <u>た職員</u></p>	<p>日額 450円</p>	
3	(略)	(略)	(略)
4	<p><u>社会福祉</u> <u>業務従事</u> <u>手当</u></p> <p>(1) <u>社会福祉法（昭和</u> <u>26年法律第45号）</u> <u>第15条第1項第1</u> <u>号又は第2号の所</u> <u>員で、生活保護法</u> <u>（昭和25年法律第</u> <u>144号）の規定によ</u> <u>る援護、育成又は更</u> <u>生の措置に関する</u> <u>業務に従事したも</u> <u>の</u></p> <p>(2) <u>社会福祉法第15</u></p>	<p>日額 180円</p>	<p>日額 180円</p>
4	<p><u>社会福祉</u> <u>業務従事</u> <u>手当</u></p> <p>(1) <u>社会福祉法（昭和</u> <u>26年法律第45号）</u> <u>第15条第1項第1</u> <u>号又は第2号の所</u> <u>員で、生活保護法</u> <u>（昭和25年法律第</u> <u>144号）に定める</u> <u>援護、育成又は更</u> <u>生の措置に関する</u> <u>事務を行うも</u> <u>の</u></p> <p>(2) <u>社会福祉法第15</u></p>		<p>日額 150円</p>

改正案		現行	
5	精神保健福祉業務 従事手当	5	危険作業 従事手当
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第27条第3項の規定による診察の立会い並びに同法第47条第1項の規定による相談及び指導に	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第27条第3項の規定による診察の立会い並びに同法第47条第1項の規定による相談及び指導に	炉内、ピット内、槽内及び下水道内において危険作業に従事した職員	炉内、ピット内、槽内及び下水道内において危険作業に従事した職員
条第1項第1号又は第2号の所員(前号に規定する職員を除く。)で、援護、育成又は更生の措置を要する者等の家庭等を訪問し、これらの者に面接し、本人の環境等を調査し、保護その他の措置の必要の有無及びその種類を判断し、本人に対し生活指導を行う等の業務に従事したものの	条第1項第1号又は第2号の所員(前号に規定する職員を除く。)で、援護、育成又は更生の措置を要する者等の家庭等を訪問し、これらの者に面接し、本人の環境等を調査し、保護その他の措置の必要の有無及びその種類を判断し、本人に対し生活指導を行う等の業務に従事したものの	日額 300円	日額 1,000円

改正案		現行				
6	危険作業 従事手当	従事した職員 炬内、ピット内、槽内 及び下水管内におい て危険作業に従事し た職員	日額 1,000 円			
<p>附 則</p> <p>この条例は、平成31年4月1日から施行する。</p>						

(議案第 10 号関係)

寝屋川市基金条例の一部改正

1 改正理由

森林環境譲与税の創設に伴い、譲与された森林環境譲与税を財源として基金を設置することとするため、本条例の一部を改正する。

『平成 31 年度税制改正の大綱』において、森林の整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、森林環境税及び森林環境譲与税を創設する〔森林環境税(国税)の全額を、市町村及び都道府県に対して森林環境譲与税として譲与する〕ものとされている。

2 改正内容

(1) 基金の設置(別表関係)

「森林の整備及びその促進に関する事業の資金に充てる」ことを目的として、寝屋川市森林環境基金を設置する。

(2) 附則

施行期日 平成 31 年 4 月 1 日

〔根拠法令〕

地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号

寝屋川市基金条例

No. 1

改正案		現行	
別表(第1条、第6条関係)		別表(第1条、第6条関係)	
基金の名称	設置の目的	基金の名称	設置の目的
(1)～(17) (略)	(略)	(1)～(17) (略)	(略)
(18) <u>寝屋川市森林環境基金</u>	<u>森林の整備及びその促進に関する事業の資金に充てるため</u>		
<p>附 則</p> <p>この条例は、平成31年4月1日から施行する。</p>			

寝屋川市立子育てリフレッシュ館条例の 一部改正

1 改正理由

子どもの遊びスペースの使用料について、当該施設の同日における再度以降の利用に係る使用料を軽減するなど見直しを行うため、本条例の一部を改正する。

2 改正内容

(1) 子どもの遊びスペースの使用料（別表第1関係）

ア 子どもの住所が市外の場合でも保護者の住所が市内のときにおける、当該保護者に係る使用料を軽減する。（市内金額とする。）

イ 同日における再度以降の利用に係る使用料を軽減する。

ウ 満1歳未満の子どもは、無料とする。

区 分		利用単位	金 額
子どもの住所が 市内の場合		初 度	子ども・保護者 共 市内金額
子どもの住所が 市外の場合	保護者の住所が 市内のとき。	1回1時間 再度以降	子ども 市外金額 保護者 市内金額
	保護者の住所が 市外の場合。	1回30分	子ども・保護者 共 市外金額

当該日における初度の利用

1時間につき、市内金額＝250円・市外金額＝350円

当該日における再度以降の利用

30分につき、市内金額＝100円・市外金額＝150円

(2) 附則

施行期日 平成31年4月1日

〔根拠法令〕

地方自治法第96条第1項第1号

寝屋川市立子育てリフレッシュ館条例

No.1

改正案	現行
<p>別表第1（第8条関係） 別紙1のとおり 附則 この条例は、平成31年4月1日から施行する。</p>	<p>別表第1（第8条関係） 別紙2のとおり</p>

【 改 正 案 】

別表第 1 (第 8 条関係)

(1) 当該日における初度の利用に係る使用料			
区 分		利用単位	金 額
子どもが市内に住 所を有する場合	保護者が市内に住 所を有するとき。	1 回 1 時間 (1 時間未満 の時間は、こ れを 1 時間と する。)	子ども 1 人につき、250 円 保護者 1 人につき、250 円
	保護者が市外に住 所を有するとき。		
子どもが市外に住 所を有する場合	保護者が市内に住 所を有するとき。		子ども 1 人につき、350 円 保護者 1 人につき、250 円
	保護者が市外に住 所を有するとき。		子ども 1 人につき、350 円 保護者 1 人につき、350 円
(2) 当該日における再度以降の利用に係る使用料			
区 分		利用単位	金 額
子どもが市内に住 所を有する場合	保護者が市内に住 所を有するとき。	1 回 30 分 (30 分未満の時間 は、これを 30 分とする。)	子ども 1 人につき、100 円 保護者 1 人につき、100 円
	保護者が市外に住 所を有するとき。		
子どもが市外に住 所を有する場合	保護者が市内に住 所を有するとき。		子ども 1 人につき、150 円 保護者 1 人につき、100 円
	保護者が市外に住 所を有するとき。		子ども 1 人につき、150 円 保護者 1 人につき、150 円

備考

- 1 この表において、「市内」とは寝屋川市の区域内をいい、「市外」とは寝屋川市の区域外をいう。
- 2 満 1 歳未満の子どもは、無料とする。
- 3 利用単位の時間を超えて利用した場合には、超過時間 30 分 (30 分未満の時間は、これを 30 分とする。) ごとに、(2) の表の例による金額の超過使用料を納付しなければならない。

【 現 行 】

別表第 1 (第 8 条関係)

区 分	利用単位	金 額
子どもが寝屋川市の区域内に住所を有する場合	1回1時間	子ども又は保護者それぞれ1人につき、250円
子どもが寝屋川市の区域外に住所を有する場合		子ども又は保護者それぞれ1人につき、350円

備考 利用単位の時間を超えて利用した場合には、超過時間30分（30分未満の時間は、これを30分とする。）ごとに、子どもが寝屋川市の区域内に住所を有する場合にあっては1人につき100円の、子どもが寝屋川市の区域外に住所を有する場合にあっては1人につき150円の超過使用料を納付しなければならない。

寝屋川市認定こども園の認定の要件並びに設備及び運営に関する基準を定める条例の制定

第1 制定理由

中核市への移行により認定こども園の認定・認可に関する事務を行うことに伴い、『就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律』の規定に基づき、「幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件」並びに「幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準」について定めるため、本条例を制定する。

第2 主な制定内容

1 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件

(1) 認定要件（第3条関係）

ア 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の類型は、「幼稚園型認定こども園」、「保育所型認定こども園」及び「認可外施設型認定こども園」とし、それぞれの要件を定める。

イ 暴力団等とその運営に関与させてはならない。

ウ 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定に係る要件は、ア及びイのほか、この項に定めるところによる。

(2) 教育及び保育に従事する職員（第4条関係）

次のとおり教育及び保育に直接従事する職員を置かなければならない。

満1歳未満の子ども おおむね子ども3人につき1人以上

満1歳以上満3歳未満の子ども おおむね子ども6人につき1人以上

満3歳以上満4歳未満の子ども おおむね子ども20人につき1人以上

満4歳以上の子ども おおむね子ども30人につき1人以上

(3) 学級の編制（第5条関係）

ア 満3歳以上の子どもであって、「幼稚園と同様に1日に4時間程度利用するもの」及び「保育所と同様に1日に8時間程度利用するもの」に共通

する4時間程度の利用時間については、満3歳以上の子どもについて学級を編制し、各学級ごとに少なくとも1人の職員に担当させなければならない。

イ 1学級の子ども数は、原則として、満3歳以上満4歳未満の子どもについては25人以下とし、満4歳以上の子どもについては35人以下とする。

(4) 職員の資格等及び認定こども園の長（第6条、第7条関係）

ア 職員のうち満3歳未満の子どもの保育に直接従事する者は、保育士（国家戦略特別区域限定保育士を含む。以下同じ。）の資格を有する者でなければならない。

イ 職員のうち満3歳以上の子どもの教育及び保育に直接従事する者は、幼稚園教諭の免許状又は保育士の資格を有する者でなければならない。ただし、原則として、学級担任（(3)アにより学級を担任することとなった職員）は、幼稚園教諭の免許状を有する者でなければならない。また、満3歳以上の子どものうち(3)アのものの保育に直接従事する者は、保育士の資格を有する者でなければならない。

ウ 調理業務の全部を委託する認定こども園を除き、「調理員」を置かなければならない。

エ 1人の「認定こども園の長」を置かなければならない。

(5) 建物等の配置（第8条関係）

認定こども園（幼稚園及び保育機能施設）の建物等は、原則として、同一の又は隣接する敷地内に設置されていなければならない。

(6) 園舎の面積（第9条関係）

園舎の面積は、学級数等を基に算定した所定の面積以上でなければならない。

(7) 設置すべき施設設備（第10条関係）

「保育室又は遊戯室」、「屋外遊戯場」及び「調理室」を設けなければならない。また、満2歳未満の子どもの保育を行う場合には、「乳児室又はほふく室」を設けなければならない。

(8) 保育室又は遊戯室の面積（第11条関係）

保育室又は遊戯室の面積の基準について定める。

(9) 屋外遊戯場（第 12 条関係）

ア 屋外遊戯場の面積の基準について定める。

イ 屋外遊戯場は、原則として、認定こども園の用に供される建物と同一の又は隣接する敷地内になければならない。

(10) 調理室（第 13 条関係）

保育を必要とする子どもに食事を提供するときは、当該認定こども園内で調理する方法により行わなければならない。ただし、所定の要件を満たす場合には、当該認定こども園外で調理し、搬入する方法により行うことができる。（調理室を設けないことができる。）

(11) 乳児室及びほふく室の面積（第 14 条関係）

乳児室及びほふく室の面積の基準について定める。

(12) 教育及び保育の計画（第 15 条関係）

『幼保連携型認定こども園教育・保育要領』（内閣府・文部科学省・厚生労働省告示）を踏まえるとともに、『幼稚園教育要領及び保育所保育指針』（厚生労働省告示）に基づくなど、幼稚園における教育課程及び保育所における保育計画の双方の性格を有する教育及び保育に関する全体的な計画を作成しなければならない。

(13) 食事（第 16 条関係）

ア 食事を提供するときは、その献立は、できる限り、多様な食品及び調理の方法を組み合わせるよう配慮し、子どもの健全な発育に必要な栄養量を含むものでなければならない。

イ 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行わなければならない。

(14) 職員の資質の向上（第 17 条関係）

認定こども園の長及び保育に従事する者の資質の向上等を図る体制を整えておかなければならない。

(15) 子育て支援事業（第 18 条関係）

保護者に対する子育て支援事業について定める。

(16) 保育時間並びに開園の日数及び時間（第 19 条関係）

ア 保育を必要とする子どもに対する教育及び保育時間は、1日につき8時間を原則とし、保護者の労働時間その他の家庭の状況等を考慮して定められなければならない。

イ 開園日数及び開園時間は、保育を必要とする子どもに対する教育及び保育を適切に提供できるよう、保護者の就労の状況等の地域の実情に応じて定められなければならない。

(17) 情報開示（第 20 条関係）

保護者が多様な施設を適切に選択できるよう、開園日数、開園時間、施設設備、子育て支援事業等に関する情報を開示しなければならない。

(18) 入園する子どもの選考（第 21 条関係）

児童虐待防止の観点から特別の支援を要する家庭等の子ども等特別な配慮が必要な子どもの利用が排除されることのないよう、入園する子どもの選考を公正に行わなければならない。

(19) 子どもの健康及び安全の確保（第 22 条関係）

子どもの健康及び安全を確保するため、疾病予防、防災、防犯等に関する体制を整えておくとともに、適切な保険又は共済制度に加入しておかなければならない。

(20) 教育及び保育の評価等（第 23 条関係）

教育及び保育の質の向上を図るため、子どもの視点に立った点検又は評価を行う体制を整えておかなければならない。

(21) 認定こども園である旨の掲示（第 24 条関係）

認定こども園である旨の掲示について定める。

(22) 認可外施設型認定こども園の設置者（第 25 条関係）

認可外施設型認定こども園の設置者の要件について定める。

2 幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準

(1) 設備運営基準の目的（第 26 条関係）

設備運営基準は、園児が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な養成又は訓練を受けた職員の指導により、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。

(2) 設備運営基準の向上並びに設備及び運営の向上等

（第 27 条、第 28 条関係）

ア 市長は、寝屋川市社会福祉審議会の意見を聴き、認定こども園に対し、設備運営基準を超えて、その設備及び運営の水準を向上させるように勧告することができる。

イ 認定こども園は、設備運営基準を超えて、常に、その設備及び運営の水準を向上させなければならない。

(3) 一般原則及び職員の一般的要件（第 29 条、第 30 条関係）

園児の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重してその運営を行わなければならないこと、暴力団等をその運営に関与させてはならないことなど、一般原則を定めるとともに、職員の一般的要件について定める。

(4) 学級の編制（第 31 条関係）

学級を編制するものとし、1 学級の園児の数は、原則として、満 3 歳以上満 4 歳未満の園児については 25 人以下とし、満 4 歳以上の園児については 35 人以下とする。

(5) 職員等（第 32 条、第 33 条関係）

ア 各学級ごとに担当する専任の「主幹保育教諭」、「指導保育教諭」又は「保育教諭」を 1 人以上置かなければならない。

イ 次のとおり教育及び保育に直接従事する職員を置かなければならない。

満 1 歳未満の園児 おおむね園児 3 人につき 1 人以上

満 1 歳以上満 3 歳未満の園児 おおむね園児 6 人につき 1 人以上

満 3 歳以上満 4 歳未満の園児 おおむね園児 20 人につき 1 人以上

満 4 歳以上の園児 おおむね園児 30 人につき 1 人以上

ウ 調理業務の全部を委託する認定こども園を除き、「調理員」を置かなければならない。

エ 「副園長又は教頭」、「主幹養護教諭、養護教諭又は養護助教諭」及び「事務職員」を置くよう努めなければならない。

オ 園児の保育に直接従事する職員を除き、運営上必要と認められる場合は、職員の一部を他の学校又は社会福祉施設の職員に兼ねることができる。

(6) 園舎及び園庭（第 34 条関係）

ア 園舎及び園庭を備えなければならない。

イ 園舎は、2 階建以下を原則とする。（特別の事情がある場合は、3 階建以上とすることができる。）

ウ 乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室又は便所は、原則として、1 階に

設けるものとする。〔ただし、例外に関わる要件を定める。〕

エ 園舎及び園庭は、同一の敷地内又は隣接する位置に設けることを原則とする。

オ 園舎の面積及び園庭の面積は、学級数等を基に算定した所定の面積以上とする。

(7) 園舎に備えるべき設備等（第 35 条、第 37 条関係）

ア 園舎には、「職員室」、「乳児室又はほふく室（満 2 歳未満の保育を必要とする子どもを入園させる場合）」、「保育室」、「遊戯室」、「保健室」、「調理室」、「便所」、「飲料水用設備、手洗用設備及び足洗用設備」を備えなければならない。

イ 保育室（満 3 歳以上の園児に係るものに限る。）の数は、学級数を下回ってはならない。

ウ 保育を必要とする子どもに該当する園児に食事を提供するときは、当該認定こども園内で調理する方法により行わなければならない。ただし、所定の要件を満たす場合には、当該認定こども園外で調理し、搬入する方法により行うことができる。（調理室を備えないことができる。）

エ 乳児室、ほふく室及び保育室又は遊戯室の面積の基準について定める。

オ 園舎には、「放送聴取設備」、「映写設備」、「水遊び場」、「園児清浄用設備」、「図書室」及び「会議室」を備えるよう努めなければならない。

カ 乳児室等所定の設備を除き、運営上必要と認められる場合は、設備の一部を他の学校、社会福祉施設等の設備に兼ねることができる。

(8) 園具及び教具（第 36 条関係）

学級数及び園児の数に応じ、教育上及び保育上、保健衛生上並びに安全上必要な種類及び数の園具及び教具を備えなければならない。

(9) 教育及び保育の内容に関する計画（第 38 条関係）

『幼保連携型認定こども園教育・保育要領』に基づき、園児の心身の発達と認定こども園、家庭及び地域の実態に即応した適切な教育及び保育の内容に関する全体的な計画を作成するものとする。

(10) 食事（第 39 条関係）

ア 食事を提供するときは、その献立は、できる限り、多様な食品及び調理の方法を組み合わせるよう配慮し、園児の健全な発育に必要な栄養量

を含有するものでなければならない。

イ 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行わなければならない。

(11) 職員の知識及び技能の向上等（第 40 条関係）

ア 職員は、常に自己研鑽に励み、認定こども園の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

イ 認定こども園は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(12) 教育及び保育を行う期間及び時間（第 41 条関係）

教育及び保育を行う期間及び時間は、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。

(ア) 毎学年の教育週数は、特別の事情のある場合を除き、39 週を下回ってはならないこと。

(イ) 教育時間（教育に係る標準的な 1 日当たりの時間）は、4 時間とし、園児の心身の発達の程度、季節等に適切に配慮すること。

(ウ) 保育を必要とする子どもに該当する園児に対する教育及び保育の時間（満 3 歳以上の保育を必要とする子どもに該当する園児については、教育時間を含む。）は、1 日につき 8 時間を原則とすること。

(13) 子育て支援事業（第 42 条関係）

保護者に対する子育て支援事業について定める。

(14) 情報開示（第 43 条関係）

保護者が多様な施設を適切に選択できるよう、開園日数、開園時間、設備、子育て支援事業等に関する情報を開示しなければならない。

(15) 秘密保持等（第 44 条関係）

職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た園児又はその家族の秘密を漏らしてはならないことなどを定める。

(16) 苦情への対応（第 45 条関係）

苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

(17) 入園する園児の選考（第 46 条関係）

児童虐待防止の観点から特別の支援を要する家庭等の園児等特別な配慮が必要な園児の利用が排除されることのないよう、入園する園児の選考

を公正に行わなければならない。

(18) 非常災害対策（第 47 条関係）

非常災害に備え、消火器等の消火用具、非常口その他の災害対策に必要な設備を設けるとともに、災害対策に関する具体的な計画を作成し、これに対する不断の注意を払い、及び訓練を行うように努めなければならない。

(19) 園児の健康及び安全の確保（第 48 条関係）

認定こども園は、園児の健康及び安全を確保するため、疾病予防、防災、防犯等に関する体制を整えておくとともに、適切な保険又は共済制度に加入しておかなければならない。

(20) 差別的取扱いの禁止（第 49 条関係）

園児の国籍、信条、社会的身分又は入園に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。

(21) 虐待等の禁止及び懲戒に係る権限の濫用の禁止（第 50 条、第 51 条関係）

虐待等の禁止及び懲戒に係る権限の濫用の禁止について定める。

(22) 特別な配慮が必要な園児に対する教育及び保育（第 52 条関係）

園児がその心身の状況によって教育及び保育を受けることが困難であるときにおける教育について定める。

(23) 保護者との連絡（第 53 条関係）

園長は、常に園児の保護者と密接な連絡をとり、教育及び保育の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。

(24) 認定こども園である旨の掲示（第 54 条関係）

認定こども園である旨の掲示について定める。

3 附則

(1) 施行期日

平成 31 年 4 月 1 日

(2) 経過措置

幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の教育及び保育に直接従事する者の配置に係る特例、幼保連携型認定こども園の職員の配置に係る特例、幼保連携型認定こども園の設置に係る特例に関する経過措置を定める。

寝屋川市国民健康保険条例の一部改正

1 改正理由

『国民健康保険法施行令』の改正に伴い、低所得者に係る保険料の軽減措置の対象を拡大するために、保険料の軽減に係る所得判定基準を改めるため、本条例の一部を改正する。

2 改正内容

(1) 保険料の減額（第 22 条の 2 関係）

被保険者均等割額及び世帯別平等割額の軽減措置について、5割軽減及び2割軽減に係る所得判定基準を次のとおり改める。

ア 5割軽減に係る所得判定基準

改正前	基礎控除額 33 万円 + <u>27.5 万円</u> × 被保険者数
改正後	基礎控除額 33 万円 + <u>28 万円</u> × 被保険者数

イ 2割軽減に係る所得判定基準

改正前	基礎控除額 33 万円 + <u>50 万円</u> × 被保険者数
改正後	基礎控除額 33 万円 + <u>51 万円</u> × 被保険者数

(2) 附則

ア 施行期日

平成 31 年 4 月 1 日

イ 経過措置

改正後の規定は、平成 31 年度以後の年度分の保険料について適用する。

〔根拠法令〕

地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号

寝屋川市国民健康保険条例

No.1

改正案	現行
<p>(保険料の減額)</p> <p>第 22 条の 2 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第 16 条第 1 項又は第 19 条の 2 第 1 項の基礎賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額 (当該減額して得た額が 540,000 円を超える場合には、540,000 円) とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が地方税法第 314 条の 2 第 2 項に掲げる金額に 280,000 円に当該年度の保険料賦課期日 (賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。) 現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて、前号に該当する者以外のもの</p> <p>アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額ア・イ (略)</p> <p>(3) 第 1 号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに</p>	<p>(保険料の減額)</p> <p>第 22 条の 2 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第 16 条第 1 項又は第 19 条の 2 第 1 項の基礎賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額 (当該減額して得た額が 540,000 円を超える場合には、540,000 円) とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が地方税法第 314 条の 2 第 2 項に掲げる金額に 275,000 円に当該年度の保険料賦課期日 (賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。) 現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて、前号に該当する者以外のもの</p> <p>アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額ア・イ (略)</p> <p>(3) 第 1 号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに</p>

改正案	現行
<p>他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が地方税法第314条の2第2項に掲げる金額に<u>510,000円</u>に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて、前2号に該当する者以外のもの</p> <p>アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額</p> <p>ア・イ（略）</p> <p>2～4（略）</p> <p>附則 （施行期日）</p> <p>1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。 （経過措置）</p> <p>2 この条例による改正後の寝屋川市国民健康保険条例第22条の2第1項第2号及び第3号の規定は、平成31年度以後の年度分の保険料について適用し、平成30年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。</p>	<p>他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が地方税法第314条の2第2項に掲げる金額に<u>500,000円</u>に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて、前2号に該当する者以外のもの</p> <p>アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額</p> <p>ア・イ（略）</p> <p>2～4（略）</p>

(議案第 14 号関係)

寝屋川市国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業に関する条例の制定

1 制定理由

中核市への移行により国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業の認定に関する事務を行うことに伴い、『国家戦略特別区域法』及び『国家戦略特別区域法施行令』の規定に基づき、当該事業の要件等について定めるため、本条例を制定する。

2 主な制定内容

- (1) 国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業の用に供する施設を使用させる期間 (第 2 条関係)

国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業の用に供する施設を使用させる期間の下限を 3 日とする。

- (2) 立入調査 (第 3 条関係)

国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業の認定の取消しに必要な限度において、立入調査を行うことができることとする。

- (3) 委任 (第 4 条関係)

規則への委任について定める。

- (4) 附則

施行期日 平成 31 年 4 月 1 日

[根拠法令]

地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号

寝屋川市住宅宿泊事業法施行条例の制定

1 制定理由

中核市への移行により住宅宿泊事業の届出等に関する事務を行うことに伴い、当該事業に起因する生活環境の悪化を防止するために、『住宅宿泊事業法』の規定に基づき、当該事業の実施の制限について定めるため、本条例を制定する。

2 主な制定内容

(1) 住宅宿泊事業の実施を制限する区域及び期間（第3条関係）

ア 住宅宿泊事業の実施を制限する区域は、第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域とする。

イ 住宅宿泊事業の実施を制限する期間は、日曜日の正午から金曜日の正午までとする。

(2) 近隣の住民への説明（第4条関係）

住宅宿泊事業を営む旨の届出をしようとする者は、近隣の住民への説明を行わなければならない。

(3) 委任（第5条関係）

規則への委任について定める。

(4) 附則

ア 施行期日

平成31年4月1日

イ 経過措置

本条例の施行の際現に大阪府知事に所定の届出をして住宅宿泊事業を営んでいる者に関する経過措置を定める。

※ 大阪府は、住宅宿泊事業の実施の制限について定める条例を制定していない。

[根拠法令]

地方自治法第96条第1項第1号

(議案第 16 号関係)

寝屋川市水道事業給水条例の一部改正

1 改正理由

布設工事監督者及び水道技術管理者の資格に関する規定の整備を行うため、本条例の一部を改正する。

『学校教育法』の改正により「専門職大学」の制度が設けられたこと等に伴い、布設工事監督者及び水道技術管理者の資格について定める『水道法施行令』の規定が改正されたことから、所要の規定の整備を行う。

2 改正内容

(1) 布設工事監督者及び水道技術管理者の資格 (第 41 条、第 42 条関係)

布設工事監督者及び水道技術管理者の資格について、『水道法施行令』の該当規定を引用することとする。

(2) 附則

施行期日 平成 31 年 4 月 1 日

〔根拠法令〕

地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号

寝屋川市水道事業給水条例

No.1

改正案	現行
<p>(布設工事監督者の資格) <u>第41条 法第12条第2項の条例で定める資格は、水道法施行令第4条第1項に定めるとおりとする。</u></p>	<p>(布設工事監督者の資格) <u>第41条 法第12条第2項に規定する条例で定める布設工事監督者が有すべき資格は、次のとおりとする。</u> <u>(1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学(短期大学を除く。以下同じ。)の土木工学科若しくはこれに相当する課程において衛生工学若しくは水道工学に関する学科目を修めて卒業した後、又は旧大学令(大正7年勅令第388号)による大学において土木工学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した後、2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u> <u>(2) 学校教育法による大学の土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学及び水道工学に関する学科目以外の学科目を修めて卒業した後、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u> <u>(3) 学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令(明治36年勅令第61号)による専門学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、5年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u> <u>(4) 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令(昭和18年勅令第36号)による中等学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した</u></p>

改正案	現行
	<p>後、7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(5) <u>10年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u></p> <p>(6) <u>第1号又は第2号の卒業者であつて、学校教育法による大学院研究科において1年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を修了した後、第1号の卒業者にあつては1年以上、第2号の卒業者にあつては2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u></p> <p>(7) <u>外国の学校において、第1号若しくは第2号に規定する課程及び学科目又は第3号若しくは第4号に規定する課程に相当する課程又は学科目を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号に規定する最低経歴年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u></p> <p>(8) <u>技術士法（昭和58年法律第25号）第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道又は水道環境を選択したものに限る。）であつて、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u></p>

改正案	現行
<p>(水道技術管理者の資格) <u>第42条 法第19条第3項の条例で定める資格は、水道法施行令第6条第1項に定めるとおりとする。</u></p>	<p>(水道技術管理者の資格) <u>第42条 法第19条第3項に規定する条例で定める水道技術管理者が有すべき資格は、次のとおりとする。</u> (1) <u>前条の規定により布設工事監督者たる資格を有する者</u> (2) <u>前条第1号、第3号及び第4号に規定する学校において土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目を修めて卒業した後、同条第1号に規定する学校を卒業した者については4年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者については6年以上、同条第4号に規定する学校を卒業した者については8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u> (3) <u>10年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u> (4) <u>前条第1号、第3号及び第4号に規定する学校において、工学、理学、農学、医学及び薬学に関する学科目並びにこれらに相当する学科目以外の学科目を修めて卒業した後、同条第1号に規定する学校の卒業者については5年以上、同条第3号に規定する学校の卒業者については7年以上、同条第4号に規定する学校の卒業者については9年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u> (5) <u>外国の学校において、第2号に規定する学科目又は前号</u></p>

改正案	現行
<p>附則 この条例は、平成31年4月1日から施行する。</p>	<p><u>に規定する学科目に相当する学科目を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号の卒業者ごとに規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u> (6) <u>厚生労働大臣の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者</u></p>

(議案第 25 号関係)

包 括 外 部 監 査 契 約 の 締 結

契約の相手方の略歴・実績 別紙1

監査委員の意見聴取 別紙2

監査委員の意見 別紙3

[根拠法令]

地方自治法第252条の36第1項

包括外部監査契約の相手方の略歴・実績

住 所 XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX
 氏 名 玉 置 寿 子 (たまき としこ)
 生年月日 XXXXXXXXXX

略 歴 (包括外部監査人に係る履歴を除く。)

	神戸大学経営学部卒業
平成元年 10 月	太田昭和監査法人 (現 EY新日本有限責任監査法人) 入所
平成 5 年 4 月	公認会計士登録
平成 21 年 4 月 、 平成 22 年 3 月	大阪府監査委員事務局 (任期付職員) 〔この間、当該監査法人を退所〕
現 在	EY新日本有限責任監査法人 シニアマネージャー

包括外部監査人・包括外部監査補助者としての実績

平成 23 年度	奈良市包括外部監査人 〔テーマ〕 公有財産 (不動産) に係る事務執行について
平成 24 年度	奈良市包括外部監査人 〔テーマ〕 過去の包括外部監査の措置状況について
平成 25 年度	奈良市包括外部監査人 〔テーマ〕 指定管理者制度の事務の執行及び対象施設の管理運営について
平成 27 年度	豊中市包括外部監査人 〔テーマ〕 一般会計等における委託契約に係る事務の執行について
	高槻市包括外部監査補助者 〔テーマ〕 高齢者福祉に関する事務の執行について
平成 28 年度	高槻市包括外部監査補助者 〔テーマ〕 子ども・子育て支援に関する事務の執行について
平成 29 年度	高槻市包括外部監査補助者 〔テーマ〕 インフラ施設を中心とする公共施設等に関する事務の執行について

別紙 2

経 企 第 1712 号

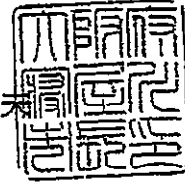
平成 31 年 1 月 23 日



寝屋川市代表監査委員

九鬼 康夫 様

寝屋川市長 北川 法夫



平成 31 年度包括外部監査契約の締結について (協議)

平成 31 年度包括外部監査契約の締結に当たり、地方自治法第 252 条の 36 第 1 項の規定により、監査委員の御意見をお伺いいたします。

記

1 契約の目的

包括外部監査契約に基づく監査及び監査の結果に関する報告のため。

2 契約の相手方

(1) 住所



(2) 氏名

玉置 寿子

(3) 資格

公認会計士 (登録 平成 5 年 4 月 23 日 第 11504 号)

(4) その他

地方自治法第 252 条の 28 第 3 項に関する欠格事由がない方であります。

3 契約の始期

平成 31 年 4 月 1 日

4 契約の金額

金 8,195,000 円を上限とする額

5 契約金の算定方法

別表のとおり

6 契約金の支払方法

監査の結果に関する報告書提出後に一括して支払う。

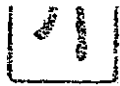


別 表

<p>執務費用</p>	<p>執務費用は、次の包括外部監査人執務費用及び補助者執務費用の合算額とする。</p> <p>(1) 包括外部監査人執務費用 包括外部監査人が監査に要した執務日数に 105,000 円を乗じた金額とする。 ただし、執務日数は、包括外部監査人の執務時間の合計を 7 で除して得た数とする。なお、執務日数に端数が生じたときは、端数が 0.5 以上のときは切り上げて、端数が 0.5 未満のときは切り捨てるものとする。 また、執務費用の対象となる執務は、寝屋川市が指定する場所で執務した場合（調査対象施設への実地調査、報告書に係る監査委員への説明及び市長、議会等への提出等を含む。）に限る。ただし、寝屋川市が指定する場所以外で執務する場合は、寝屋川市の承認を受けた場合に限り、執務日数に加えるものとする。</p> <p>(2) 補助者執務費用 外部監査人補助者が監査の事務の補助に要した執務日数に 105,000 円を乗じた金額とする。 ただし、執務日数は、外部監査人補助者の執務時間の合計を 7 で除して得るものとする。なお、執務日数に端数が生じたときは、端数が 0.5 以上のときは切り上げて、端数が 0.5 未満のときは切り捨てるものとする。 また、執務費用の対象となる執務は、寝屋川市が指定する場所で執務した場合（調査対象施設への実地調査、報告書に係る監査委員への説明及び市長、議会等への提出等を含む。）に限る。ただし、寝屋川市が指定する場所以外で執務する場合は、寝屋川市の承認を受けた場合に限り、執務日数に加えるものとする。</p>
<p>諸経費</p>	<p>100,000 円</p> <p>諸経費は、交通費、通信費、その他一切の事務費を含む。</p>

※ 上記の金額には、消費税及び地方消費税相当額を含まない。

別紙 3



監 第 1189 号

平成 31 年 1 月 28 日

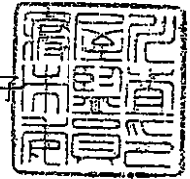
寝屋川市長 北 川 法 夫 様

寝屋川市監査委員

九 鬼 康 夫



佐 井 英 子



山 崎 菊 雄



平成 31 年度包括外部監査契約の締結に係る意見について

平成 31 年 1 月 23 日付経企第 1712 号により平成 31 年度包括外部監査契約の締結について、地方自治法第 252 条の 36 第 1 項の規定に基づき、意見を求められたため、下記のとおり意見を述べます。

記

本件契約を締結することに異議ありません



(議案第 26 号関係)

市 道 の 認 定

区 分	総 延 長	路 線 数
認 定 予 定 数 値	2,015.50 m	22 路線
現 在 数 値	317,869.39 m	2,007 路線
認 定 後 予 定 数 値	319,884.89 m	2,029 路線

[根拠法令]

道路法第8条第2項

図面対照 番 号	路 線 名	延長 (m)	幅員 (m)		備 考	図面頁
			最小	最大		
A-664	田井西14号線	30.80	4.70	4.70	開発による	1
A-665	池田二丁目7号線	17.60	4.70	4.70	開発による	2
A-666	仁和寺五丁目29号 線	26.00	4.70	4.70	開発による	3
B-329	成田町25号線	34.60	4.70	4.70	開発による	4
B-330	国松34号線	115.90	4.70	6.70	開発による	5
B-331	国松35号線	155.50	5.00	6.70		
B-332	国松36号線	21.50	4.70	4.70	寄付による	
B-333	明德12号線	29.70	5.00	5.00	開発による	6
C-381	御幸西2号線	43.00	5.00	5.00	開発による	7
C-382	下木田12号線	43.30	4.70	4.70	開発による	8
D-640	太秦元町10号線	18.50	5.00	5.00	開発による	9
D-641	太秦中15号線	81.50	4.70	4.70		

図面対照 番 号	路 線 名	延長 (m)	幅員 (m)		備 考	図面頁
			最小	最大		
D-642	小路北町18号線	57.00	5.30	6.00	開発による	10
D-643	小路南町2号線	292.00	6.50	6.50	小路土地区画整理 事業による	
D-644	小路南町3号線	102.30	6.50	6.50		
D-645	小路南町4号線	81.00	6.50	6.50		
D-646	小路南町5号線	174.50	6.50	6.50		
D-647	小路南町6号線	416.20	6.50	6.50		
D-648	打上中町9号線	58.30	4.70	4.70	開発による	11
D-649	打上元町20号線	64.30	4.70	4.70		
D-650	堀溝三丁目10号線	40.80	4.70	4.70	開発による	12
D-651	河北西26号線	111.20	4.70	5.70		

